

| | |
|----------------|---|
| 議 案 名 | 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 制 定 趣 旨 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。 |
| 制 定 内 容 | 栄養士法が改正され、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受験することができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。その改正に伴い、条例第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えるものです。 |
| 施 行 日 | 令和7年4月1日 |

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> |